

## 香川県条例第63号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特地勤務手当等) 第11条の2 略	(特地勤務手当等) 第11条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。 2 略 3 第9条の2第1項に規定する地域に所在する特地公署に勤務する職員には、同条第2項又は第3項の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。
(農林漁業普及指導手当) 第11条の4 略	(農林漁業普及指導手当) 第11条の4 略 2 農林漁業普及指導手当の月額は、当該職員の給料月額に100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。
(給与の減額) 第12条 略	(給与の減額) 第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第9条の3第1項に規定する超勤代休時間又は勤務時間等条例第10条に規定する休日（勤務時間等条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき承認があった場合のほかは、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
(超過勤務手当) 第13条 略	(超過勤務手当) 第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規

(休日給)

第14条 略

(期末手当)

第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の8まで並びに附則第5項第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8及び附則第10項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の112.5を乗じて得た額）を支給する。

の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2～6 略

(休日給)

第14条 休日等（勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間等条例第10条第1号に掲げる日が勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たる場合には、当該週休日に当たる日については、人事委員会規則で定める日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(期末手当)

第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の8までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の112.5を乗じて得た額）を支給する。

ては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3・4 略

5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第5項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(第3条の2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員が受けるべき給料月額)とする。

6・7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

2 略

117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3・4 略

5 前3項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(第3条の2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員が受けるべき給料月額)とする。

6 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第3条の2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員が受けるべき給料月額)に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 略

(勤勉手当)

第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

#### （夜勤手当）

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

#### （勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 略

#### （休職者の給与）

第16条の2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第14条の5第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第14条の8第3項」と読み替えるものとする。
- 5 略

#### （夜勤手当）

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

#### （勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額とする。

#### （休職者の給与）

第16条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで

## 附 則

5 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属

は、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

## 5 略

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第14条の5第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第14条の5第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

## 7 略

## 附 則

### （給与の特例措置）

5 平成14年4月1日前に採用された職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員並びに短期大学教育職給料表の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の受ける給料月額は、平成14年4月1日から平成15年3月31までの間（次項において「特例期間」という。）においては、第3条から第4条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

- （1）給料の特別調整額の支給を受ける職員 100分の3
- （2）次に掲げる職員（前号に掲げる職員及び香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）第1条第1項の病院事業を行なう病院等に勤務する職員を除く。） 100分の2  
ア 行政職給料表の職務の級8級の職員

する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第9項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第14条の5第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第14条の8第4項において準用する第14条の5第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定

イ 公安職給料表の職務の級8級又は9級の職員  
ウ 研究職給料表の職務の級4級又は5級の職員  
エ 医療職給料表（一）の職務の級3級又は4級の職員  
オ 医療職給料表（二）の職務の級6級の職員  
カ 医療職給料表（三）の職務の級6級の職員  
(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の1

める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第14条の8第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第14条の5第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第14条の8第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第16条の2第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第16条の2第1項 前各号に定める額

イ 第16条の2第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第16条の2第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第16条の2第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給 料 表	職務の級
行政職給料表	6級
公安職給料表	7級
研究職給料表	4級
医療職給料表(二)	6級
医療職給料表(三)	6級
大学教育職給料表	4級

6 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

6 給料の特別調整額の支給を受ける職員の給料の特別調整額は、特例期間においては、第7条の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満

- 7 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員に対する附則第5項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。
- 8 附則第5項の規定が適用される間、第11条の2第3項の規定の適用については、同項中「地域手当の額」とあるのは、「地域手当の額から当該地域手当に係る附則第5項第2号に定める額に相当する額を減じた額」とする。
- 9 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第14条まで及び第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、調整手当の額の算定基礎となる給料の特別調整額については、この限りでない。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 7 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第14条の5第2項から第4項まで及び第14条の8第2項の規定の適用については、第14条の5第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」とあるのは「100分の125、」とあるのは「100分の145、」と、同条第4項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第14条の8第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

10 附則第5項の規定が適用される間、第14条の8第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定管理職員にあっては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号）の施行の日において、職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第3の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものにあっては100分の99.34、当該職員又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員にあっては100分の99.09を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第5項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与条例附則第5項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当分の間、当該</p>	<p>附 則</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号）の施行の日において、職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第3の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものにあっては100分の99.34、当該職員又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員にあっては100分の99.09を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

額に100分の98.5を乗じて得た額を給料として支給する。

(1)～(3) 略

9 附則第6項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項、第11条の4第2項並びに第14条の5第5項及び第6項（給与条例第14条の8第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第11条の4第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第63号）第2条の規定による改正前の平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、第14条の5第5項及び第6項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第63号）第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

9 附則第6項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項、第11条の4第2項並びに第14条の5第5項及び第6項（給与条例第14条の8第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第11条の4第2項並びに第14条の5第5項及び第6項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）第10条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項
- (2) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）別表
- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第4項

## 附 則 (施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

- (平成24年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え)
- 2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例附則第5項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第63号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
  - 3 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例附則第6項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日（」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第63号）の施行の日（」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。  
(人事委員会規則への委任)
  - 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
  - 5 職員の育児休業等に関する条例（平成24年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第24条 略</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第24条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条及び学校職員給与条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条及び学校職員給与条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
<p>附 則</p> <p>(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3 略</p>	<p>附 則</p> <p>(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3 略</p>
<p><u>(給与条例附則第5項の規定及び学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読み替え)</u></p> <p>4 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第5項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して</p>	

得た額に」と、「給料月額減額基礎額及び」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額に」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

- 5 育児短時間勤務職員等に対する学校職員給与条例附則第6項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額及び」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額及び」とする。
- 6 給与条例附則第5項及び学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第24条の規定の適用については、同条中「給与条例第16条」とあるのは「給与条例附則第9項」と、「学校職員給与条例第27条第2項」とあるのは「学校職員給与条例附則第11項」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（介護休暇） 第16条 略	（介護休暇） 第16条 略 2 略 3 介護休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
附 則	附 則
（経過措置）	（経過措置）

第2条 略

2~6 略

7 前各項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読み替え)

第3条 職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「第16条」とあるのは、「附則第9項」とする。

第2条 略

2~6 略

7 前各項に規定するもののほか、この条例(次条から附則第6条までの規定を除く。)の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「正規の勤務時間」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改める。

第6条第4項中「職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年香川県条例第30号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項及び第3項の規定に基づく勤務を要しない日」を「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」に改める。

第12条中「勤務時間等条例第2条の2各号に掲げる日」を「勤務時間等条例第10条に規定する休日（勤務時間等条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）」に改める。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

第14条中「勤務時間等条例第2条の2第1号に掲げる日（勤務時間等条例第2条第2項の規定に基づき毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、同号に掲げる日が同項及び同条第3項の

規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び勤務時間等条例第2条の2第2号に掲げる日」を「休日等（勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間等条例第10条第1号に掲げる日が勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たる場合には、当該週休日に当たる日については、人事委員会規則で定める日）」に改める。

第14条の3第1項中「勤務時間等条例第2条第2項及び第3項の規定に基づく勤務を要しない日又は勤務時間等条例第2条の2各号に掲げる日」を「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日等」に改める。

第16条中「もの」の下に「から人事委員会規則で定めるものを減じたもの」を加える。

(教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部改正)  
第4条 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和40年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年香川県条例第30号）」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）」に改める。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)  
第5条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第10条に規定する休日及び同条例第11条第1項に規定する代休日（特に勤務を命ぜられた日を除く。）並びに年次休暇並びに休職の期間

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年香川県条例第30号）

別表有給休暇の基準の表第1号の項」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第14条」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

- 7 職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）の一部を次のように改正する。  
附則第2項を次のように改める。

(職員給与条例附則第5項及び学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読み替え)

- 2 職員給与条例附則第5項及び学校職員給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額から当該職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（人事委員会規則で定める手当又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該合計額に、人事委員会規則で定める額又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（人事委員会規則で定める手当又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該合計額に、人事委員会規則で定める額又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。